

平成26年7月1日以降に介護保険法の指定・許可を受けた事業所・施設は、生活保護法の指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。

この「みなし指定」を受けない事業所・施設は、生活保護法の規定に基づき、この「指定を不要とする旨申出書」を提出してください。

※ この様式を提出すると、サービス利用者が生活保護を開始した場合、あらかじめ東京都に指定申請手続きをしないと、国民健康保険団体連合会に生活保護の公費の請求ができなくなります。

地域密着型サービスの申出の場合

地域密着型サービスの場合は、お手数ですが、この申出書を東京都に提出していただくほかに、指定を受けた区市町村の介護保険所管部署に申出書の写しをご提出いただくか、生活保護の指定を受けない旨をご連絡ください。